

二 第四十一条第一項第一号又は第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

三 第四十一条第五号又は第四十二条第一項第三号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

四 第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

五 第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

六 第四十三条第二項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

七 雇入契約が期間の満了により船員の本国以外の地で終了したとき。

八 船員が第八十三条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

船舶所有者は、第四十条第二号から第四号までの規定により雇入契約を解除した場合又は同条第五号の規定により雇入契約を解除した場合(船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のある場合に限る。)において、船員が自己の負担においてその希望する雇入港等まで移動することができないときは、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港等まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

前二項の規定により船員を送還する場合における輸送手段は、正当な理由がある場合を除き、船員の希望に応じたものでなければならぬ。

船舶所有者は、第二項の規定により、その費用で船員を送還したとき、又は送還に代えてその費用を支払ったときは、船員に対し、当該費用の償還を請求することができる。

(送還の費用)

第四十九条 船舶所有者は、第四十七条第一項の費用は、送還中の運送貨、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する当を支払わなければならない。同項ただし書きの規定により船員を送還する場合には、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手数料との償還を請求することができる。

(送還手当)

規定により送還に代えてその費用を支払うときは、も同様とする。

前項の送還手当は、船舶所有者が送還するときは、毎月一回、送還に代えてその費用を支払うときは、その際これを支払わなければならぬい。

(船員手帳)

第五十条 船員は、船員手帳を受有しなければならない。

船長は、海員の乗船中その船員手帳を保管しなければならない。

船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならない。

船員手帳の交付、再交付、訂正、書換え及び返還に関し必要な事項は、国土交通省令で定めること。

(勤務成績証明書)

第五十一条 海員は、船長に対し勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる。

第五章 給料その他の報酬

(給料その他の報酬の定め方)

第五十二条 船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。

(給料その他の報酬の支払方法)

第五十三条 給料その他の報酬は、その全額を通貨で、第五十六条の規定による場合を除き直接船員に支払わなければならない。ただし、法令又は労働協約に別段の定めがある場合においては給料その他の報酬の一部を控除して支払い、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は給料その他の報酬で国土交通省令で定めるものについて確定な支払の方法で国土交通省令で定めるものによる場合においては通貨以外のもので支払うものによる場合においては通貨以外のもので支払うことができる。

国土交通省令の定める報酬を除いて、給料その他の報酬は、これを毎月一回以上一定の期日に支払わなければならない。

船舶所有者は、船員に給料その他の報酬を支払う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。

第五十四条 船舶所有者は、左の場合には、支払期日前でも遅滞なく、船員が職務に従事した日

数に応じ、前条第二項に規定する給料その他の報酬を支払わなければならぬ。

一 船員が解雇され、又は退職したとき。

二 船員、その同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者が結婚、葬祭、出産、療養又は不慮の災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において、船員から請求のあつたとき。

第五十五条 船長は、海員の給料その他の報酬が船内において支払われるときは、直接海員にこれを手渡さなければならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、他の職員に手渡させることができる。

第五十六条 船舶所有者は、船員から請求があつたときは、船員に支払わるべき給料その他の報酬をその同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者に渡さなければならない。

(傷病中の給料請求権)

第五十七条 船員は、負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても、雇入契約存続中の報酬をその同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者に渡さなければならない。

(歩合による報酬)

第五十八条 船員の報酬が歩合によつて支払われる場合には、その歩合による毎月の額が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下つてはならない。

第三十五条及び前条の規定の適用については、前項に規定する一定額の報酬は、これを給員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

船員の報酬が歩合によつて支払われるときは、第四十四条の三、第四十五条、第四十六条、第四十九条及び第七十八条の規定の適用については、雇入契約に定める額を以て一箇月分の給料とみなす。

前項の額は、第一項の一定額以下であつてはならない。

(報酬支払簿)

第五十九条の二 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、報酬支払簿を備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十三号)の定めるところによる。

(労働時間) 第六十条 船員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。
船員の一週間当たりの労働時間は、基準労働時間について平均四十時間以内とする。
前項の基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して国土交通省令で定める船舶の区分に応じて一年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間（船舶所有者が就業規則その他これに準ずるものにより当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合又は労働協約により一年以下の範囲内においてこれらと異なる期間が定められた場合には、それぞれその定められた期間）をいう。
国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会の議を経なければならぬい。

第六十九条 船舶所有者は、国土交通省令で定める場合を除いて、第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定を遵守するために必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗り組ませなければならない。

第七十条 船舶所有者は、前条の規定によるほか、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならぬ。

第七十一条 (適用範囲等) 第六十条から第六十九条までの規定は、次に掲げる船舶については、これを適用しない。

第六十一条 第六十条から前条までの規定及び第
七十二条の国土交通省令の規定は、船員が人
命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人
命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する
作業に従事する場合（海員にあつては、船長も
の命令により当該作業に従事する場合に限る。）
には、これを適用しない。

船長は、補償休日又は休息時間において、前
項の作業に自ら従事し、又は海員を従事させた
ときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼ
さない限りにおいて、当該作業の終了後できる
限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう
努めなければならぬ。

（定員）

い。船舶所有者は、前項の措置を講ずるため運航計画（内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第十二条第一項に規定する運航計画をいう。）の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは、当該船舶が乗り組む船舶の運航の管理を行う同法第八条第一項に規定する内航運送をする内航海運業者に対し意見を述べなければならぬ。

船舶所有者は、労務管理責任者について、必要な研修を受けさせることその他の第一項に規定する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るために措置を講ずるよう努めなければならない。

第七十—(特例)「直當」にては、前項有者一般

一 船員が幽霊的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の許可を受けたもの前項各号の船舶に係る前条の規定の適用については、同条中「前条の規定によるほか、航海直」とあるのは、「航海當直」とする。

第七十四条 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて六箇月間連續して勤務（船舶の改装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。）に従事したときは、その六箇月の経過後一年以内にその船員に次条第一項又は第二項の規定による日数の有給休暇を与えるなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、当該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあつては、三箇月以内に限る。）、有給休暇を与えることを延期することができる。

船舶所有者は、船員が前項の規定により与えられた有給休暇に係る連続した勤務の後に当該同一の事業に属する船舶において一年間連續して勤務に従事したときは、その一年の経過後一年以内にその船員に次条第三項又は第四項の規定による日数の有給休暇を与えるなければならぬ。

第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるもの

（有給休暇の付与）

第七十三条 有給休暇

国土交通省令で別段の定めをすることができる。

第七十三条 國土交通大臣は、必要があると認めるとときは、交通政策審議会の決議により、第六十一条から第六十九条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な国土交通省令を発すことができる。

に従事した期間並びに船員が職務上負傷し
は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない
間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護
を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法
第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業
又は同条第二号に規定する介護休業（同法等第
十一条第三項（同条第六項において準用する
場合を含む。）に規定する介護をするための休
を含む）をした期間及び女子の船員が第八
七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従
事しない期間は、連続して勤務に従事した期
間について、同一の事業に属する船舶の
おいて勤務に従事した期間とみなす。
船舶における勤務が中断した場合において
その中断の事由が船員の故意又は過失によつて
のではなく、かつ、その中断の期間の合計が一
年に二回（船員の配偶者による、同一の日付
船にて二回以上登記される事によつて生じ
る事によるもの）を超えて二年未満の場合は、

第七十六条 船舶所有者が船員に遇休日、祝祭日等の休日、慣習による休日又はこれらに代わるべき休日を与えているときは、その休日の日数は、これを前条の有給休暇の日数に算入しないものとする。負傷又は疾病に因り勤務に従事しない日数も同様とする。

(有給休暇の与え方)

第七十七条 有給休暇を与うべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。

有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを与えることができる。

(有給休暇中の報酬)

第七十八条 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。

沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶員に前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかるわらず、連続した勤務六箇月について十日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）を加える。
前条第二項の規定により与えなければならぬ有給休暇の日数は、連続した勤務一年について二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える。ただし、同条第三項において準用する同条第一項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すごとに一日を加える。
第二項に規定する船員に前条第二項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかるわらず、連続した勤務一年について十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）を加える。

第七十五条 前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務六箇月について十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える。ただし、同項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すごとに二日を加える。

（有給休暇の日数）
当たりが週間を越えないときは、その中の其間は、船員が当該期間の前後の勤務と連続して勤務に従事した期間とみなす。

(食料の支給)
第八十条 船舶所有者は、船員の乗船中、これに
食料を支給しなければならない。
前項の規定による食料の支給は、船員が職務
に従事する期間又は船員が負傷若しくは疾病の
ため職務に従事しない期間においては、船舶所
有者の費用で行わなければならない。

第一項の規定による食料の支給は、遠洋区域
若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総ト
ン数七百トン以上のもの又は国土交通省令で定
める漁船に乗り組む船員に支給する場合にあつ
ては、国土交通大臣の定める食料表に基づいて
行わなければならぬ。

船舶所有者は、その大きさ、航行区域及び航
海の態様を勘案して国土交通省令で定める船舶

には、第一項の規定による船内における食料の支給を適切に行う能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に該当する者を乗組ませなければならない。

(安全及び衛生)
船舶所有者は、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

船舶所有者は、国土交通省令で定める危険な船内作業については、国土交通省令で定める経験又は技能を有しない船員を従事させてはならない。

船舶所有者は、国土交通省令で定める危険な船内作業に従事する船員は、次に掲げる船員を作業に従事させなければならない。

一 伝染病にかかる船員

二 心身の障害により作業を適正に行うことができない船員として国土交通省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、労働に従事することによって病勢の増悪するおそれのある疾病として国土交通省令で定めるものにかかる船員

船舶所有者は、左の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。但し、国内各港間を航海するとき、又は国土交通省令の定める短期間の航海を行なう場合若しくはやむを得ない事由がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶

三 国土交通省令の定める母船式漁業に従事する百人以上のもの

(衛生管理者)
船舶所有者は、左の船舶（前条各号に掲げるものを除く。）については、乗組

(第八十二条) 船舶所有者は、年齢十八未満の者を船員として使用する場合は、
（衛生管理者）

(第八十三条) 船舶所有者は、年齢十八未満の者を船員として使用する場合は、
（衛生管理者）

員の中から衛生管理者を選任しなければならない。但し、国内各港間を航海する場合又は国土交通省令の定める区域のみを航海する場合は、この限りでない。

遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶

一 國土交通省令の定める漁船

二 衛生管理者は、衛生管理者適任証書を受有する者でなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

国土交通大臣は、左に掲げる者に衛生管理者適任証書を交付する。

一 國土交通省令の定めるところにより国土交

通大臣の行なう試験に合格した者

二 國土交通省令の定めるところにより国土交

通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

衛生管理者は、国土交通省令の定めるところにより、船内の衛生管理に必要な業務に従事しなければならない。

(第八十四条) 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを證明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。

前各項に定めるものに従事する医師の指導を受けるよう努めなければならない。

前各項に定めるものに従事する医師の指導を受けるよう努めなければならない。

（健康証明書）

前各項に定めるものに従事する医師の指導を受けるよう努めなければならない。

（未成年者の行為能力）

前項の許可を受けた者は、雇入契約に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

（年少船員の就業制限）

前項の許可を受けた者は、雇入契約に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

（年少船員の就業制限）

内作業又は国土交通省令で定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させなければならぬ。但し、船上に國土交通大臣の認証を受けなければならぬ。

船舶所有者は、年齢十八未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に國土交通大臣の認証を受けなければならぬ。

前項の認証に際しては、国土交通省令でこれを定める。

(第八十六条) 船舶所有者は、年齢十八未満の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間ににおいて作業に従事させなければならない。ただし、国土交通省令の定める場合において午前零時から午前五時までの間を含む連続した九時間の休息をさせるときは、この限りでない。

前項の規定は、第六十八条第一項の作業に從事させる場合には、これを適用しない。

第一項の規定は、漁船及び船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶についても、これを適用しない。

前項の規定は、第六十八条第一項の作業に従事する場合には、これを適用しない。

第一項の規定は、漁船及び船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶についても、これを適用しない。

前項の規定は、第六十八条第一項の作業に従事する場合には、これを適用しない。

女子（以下「妊娠婦」という。）の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

（妊娠婦の労働時間及び休日の特例）

船舶所有者は、年齢十八未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に國土交通大臣の認証を受けなければならぬ。

前項の認証に際しては、国土交通省令でこれを定める。

(第八十七条) 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内に使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 國土交通省令で定める範囲の航海に従事する妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めめたとき。

二 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

船舶所有者は、出産後八週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、出産後六週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めめたときは、この限りでない。

船舶所有者は、第一項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があつたときは、この限りでない。

船舶所有者は、第一項ただし書の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において第六十五条の二第一項中「第六十六条第三項及び第四項並びに第六十六条の規定は、第三項の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において第六十五条の二第一項中「第六十六条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは、「第六十条第一項の規定」と読み替えるものとする。

第六十五条の二第一項、第三項及び第四項並びに第六十六条の規定は、第三項の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において第六十五条の二第一項中「第六十六条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは、「第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定」とある。

第六十五条の二第一項、第三項及び第四項並びに第六十六条の規定は、第三項の規定により妊産婦の船員が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において第六十五条の二第一項中「第六十六条第一項の規定」とあるのは、「第六十条第一項の規定」とある。

つては次項の規定による作業に従事する」とあるのは「同項の規定による」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第八十九条の二の第二項」において準用する第一項」と、同条第四項中「第六十四条第一項」とあるのは「第八十九条の二の第二項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「同条第五項において準用する第一項」と、第六十六条中「六十条第一項の規定」若しくは第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは「六十条第一項の規定」と読み替えるものとする。

第六十五条の二第三項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員（海員にあつては、同項各号に掲げる者に限る。）がその休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出て、その者の母性保護上支障がないと医師が認めた場合について準用する。

第八十九条の三 船舶所有者は、妊産婦の船員に一週間について少なくとも一日の休日（第六十二条第一項の規定により与えられる補償休日を除く。）を与えるなければならない。

妊産婦の船員に係る第六十二条の規定の適用については、同条第一項中「一週間において四十時間を超える場合又は船員に一週間ににおいて少なくとも一日の休日を与えることができない場合」とあるのは「一週間ににおいて四十時間を超える場合」と、「当該一週間ににおいて少なくとも一日の休日が与えられない場合には、その超える時間が八時間を超える時間。次項において」とあるのは「次項において」と、「作業に従事すること又はその休日を与えられないこと」とあるのは「作業に従事すること」と、同条第二項中「超過時間の合計八時間当たり一日を基準として、第六十条第二項及び前条」とあるのは「超過時間の合計八時間当たり一日を基準として、第六十条第二項」と船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が次に掲げる申出をした場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたりときは、第一項及び前項の規定により読み替えて適用する第六十二条第一項の規定にかかるわらず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができる。

船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおり、その他の母性保護上支障がないと医師が認めたりときは、第一項及び前項の規定により読み替えて、休日において作業に従事することの申出

二 第六十五条に規定する場合において、同条の協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める日数を超えない範囲内で、休日において作業に従事することの申出第六十六条の規定は、前項の規定により妊産婦の船員が休日において作業に従事した場合について準用する。

第八十九条の四 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間ににおいて作業に従事させとはならない。ただし、国土交通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間ににおいて午前零時前後にわたり連続して九時間休憩させるときは、この限りでない。

前項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間ににおいて作業に従事すること又は同項のただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。

(例外規定)

第八十九条の五 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条及び前三条の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

(妊産婦以外の女子船員の就業制限)

第八十九条の六 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の船員を第八十九条に規定する作業のうち国土交通省令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

(生理日における就業制限)

第八十九条の七 船舶所有者は、生理性においてその他の看護の必要があると医師が認めたときは、その者を生理日において作業に従事させ得てはならない。

(適用範囲)

第八十九条の八 この章の規定は、船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第十章 災害補償

船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又是療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

第九十条 前条の療養は、次の各号のものとする。

一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
六 治療に必要な自宅以外の場所への収容（食料の支給を含む）
七 移送

(傷病手当及び予後手当)

第九十一条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、四箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がなおまるまで毎月一回、国土交通省令で定める報酬（以下標準報酬という。）の月額に相当する額の傷病手当を支払い、その四箇月が経過してもその負傷又は疾病がなおらないときは、そのなおまるまで毎月一回、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の傷病手当を支払わなければならぬ。

船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がなおった後遅滞なく、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の予後手当を支払わなければならぬ。

(障害手当)

第九十二条 船員の職務上の負傷又は疾病がなった場合において、なおその船員の身体に障害が存するときは、船舶所有者は、なおつた後遅滞なく、標準報酬の月額に障害の程度に応じ別表に定める月数を乗じて得た額の障害手当を支払わなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあったときは、この限りでない。

(行方不明手当)

第九十三条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族に標準報酬の月額の三十六箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときは同様とする。

(葬祭料)

第九十四条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額の二箇月分に相当する額の葬祭料を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときは同様とする。

第九十五条 第八十九条から前条までの規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払（以下「災害補償」と総称する。）を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由により労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）若しくは船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。

(審査及び仲裁)

第九十六条 職務上の負傷、疾病、行方不明又は死亡の認定、療養の方法、災害補償の金額の決定その他災害補償の実施に関する異議のある者は、国土交通大臣に対し審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

国土交通大臣は、必要があると認めるときは、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁に際し船長その他の関係人の意見を聽かなければならない。

国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁のため必要があると認めるときは、医師に診断又は検査をさせることができる。

第一項の規定による審査又は事件の仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は事件の申立て

裁の開始は、時効の完成猶予及び更新に関する事項は、これを裁判上の請求とみなす。

第十一章 就業規則

(就業規則の作成及び届出)

第九十七条 常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、次の事項について就業規則を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときはも同様とする。

一 給料その他の報酬

二 労働時間

三 休日及び休暇

四 定員

前項の船舶所有者は、次の事項について就業規則を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

一 食料並びに安全及び衛生

二 被服及び日用品

三 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設

四 災害補償

五 失業手当、雇止手当及び退職手当

六 教育

七 賞罰

九 その他の労働条件
船舶所有者を構成員とする団体で法人たるもの

のは、その構成員たる第一項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届けることができる。その変更についても同様とする。

前項の規定による届出があつたときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしなくてもよい。
(就業規則の作成の手続)

第九十八条 船舶所有者は前条第三項に規定する団体は、就業規則を作成し、又は変更するには、その就業規則の適用される船舶所有者の使用者の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聽かなければならない。

(就業規則の監督)

第九十九条 国土交通大臣は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができ

る。

国土交通大臣は、就業規則が不当であると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の議を経て、その変更を命ずることができる。

(就業規則の効力)

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、就業規則で定める基準無効とする。この場合には、雇入契約は、その部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

第二百条 第一百条の二 総トン数五百トン以上の日本船舶(漁船その他国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。以下「特定船舶」という。)の船舶所有者は、当該特定船舶を初めて本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海(以下「国際航海」という。)に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償(以下「労働条件等」という。)について、国土交通大臣又は第百条の十二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海上労働証書又は第一百条の六第三項の臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶をそのまま有効期間満了後も国際航海に従事させようとするときも、同様とする。

前項の検査は、特定船舶以外の日本船舶(漁船その他の同項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。)であつて、国際航海に従事させようとするものについても、船舶所有者の申請により実施することができる。
(海上労働証書)

いと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも、同様とする。

一 第三十二条第一項及び第三項の規定によ

り、船員にこれららの規定に規定する書面が交付されていること。

二 第三十二条の二各号に掲げる者が船員として雇い入れられていないこと。

三 第三十六条第一項及び第二項の規定によ

り、船員にこれららの規定に規定する書面が交付されていること。

四 第三十六条第三項の規定により、同項に規定する書面の写しが船内に備え置かれていること。

第五四十七条第一項又は第二項の規定による送還(当該送還に代えてするその費用の支払を含む。)を確實に実施するため必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。

六 第五十一条第三項の規定により、船員の勤務に関する事項が船員手帳に記載されていること。

第七五十三条第一項及び第二項並びに第五六十条の規定により、船員に給料その他の報酬が支払われていること。

八 第五十三条第三項の規定により、船員に同項に規定する書面が交付されていること。

九 船員の労働時間及び休日が、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十二条、第六十四条第一項及び第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条、第六十五条の二第一項(第八十八条の二の二)第五項において準用する場合を含む。)及び第二項、第六十五条の二第三項及び第四項(これららの規定を第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。)並びに第五項、第六十五条の三第一項及び第二項、同条第三項(第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する場合を含む。)及び第二項、第六十五条の二第二項、第六十六条第一項、第七十一条、第七十二条、第八十八条の二、第八十八条の二の二第二項から第三項まで、第八十八条の三第一項から第三項まで並びに第八十八条の五の規定による基準に適合しているものであること。

十 第六十六条の二の規定により、通常配置表が定められ、及びこれが掲示されていること。

十一 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記録簿に記載されており、か

つ、同条第一項の規定によりその写しが船員に交付されていること。

十二 第七十一条の規定により、必要な員数の海員が乗組んでいること。

十三 第八十一条第一項から第三項までの規定により、船員に食料が支給されていること。

十四 第八十九条第四項の国土交通省令で定める船舶にあつては、同項の国土交通省令で定める基準に該当する者が乗組んでいること。

十五 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し第八十一条第一項の国土交通省令で定める事項が遵守されていること。

十六 第八十二条第二項の国土交通省令で定める危険な船内作業に、同項の国土交通省令で定める経験又は技能を有しない船員が從事していないこと。

十七 第八十二条第三項各号に掲げる船員が作業に従事していないこと。

十八 第八十二条第一号及び第二号に掲げる船にあつては、同条の規定により、医師が乗組んでいること。

十九 第八十二条の二第一項第一号に掲げる船にあつては、同項及び第二号の規定により、衛生管理者が選任されていること。

二十 第八十三条第一項の健康証明書を持たない者が船舶に乗り組んでいないこと。

二十一 年齢十六年未満の者が船員として使用されていないこと。

二十二 年齢十八年未満の船員が第八十二条の二項の国土交通省令で定める危険な船内作業又は第八十五条第二項の国土交通省令で定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事していないこと。

二十三 年齢十八年未満の船員が第八十六条の二項において作業に従事させてはならない時間において作業に従事していないこと。

二十四 第八十九条の規定により、船員が負傷し、又は疾病にかかるたとき(第九十五条に規定する場合を除く。)において、船舶所有者がその費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担していること。

二十五 第九十二条の障害手当及び第九十三条の遺族手当を確実に支払うために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。

二十六 第百十二条第一項の規定により、同項に規定する書類が船内の見やすい場所に掲示され、又は備え置かれていること。
 二十七 第百十七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶にあつては、同項の規定により、同項に規定する航海当直部員が乗り組んでいること。
 二十八 第百十八条の六第一項の規定により、同項に規定する船内苦情処理手続が定められていること。
 二十九 第百十八条の六第二項の規定により、同項に規定する船員に規定する書面が交付されていること。

三十 第百十八条の六第三項の規定により、同条第一項の苦情が処理されていること。
 三十一 第百十八条の六第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に対して不利益な取扱いがされていないこと。
 三十二 有効な船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第九条第一項の船舶検査証書又は同条第二項の臨時航行許可証の交付を受けていること。
 三十三 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第一項に規定する船舶(同条第四項に規定する小型船舶を除く。)にあつては、同法第十八条、第十九条第一項及び第二十三条第五項の規定により、同法第二条第二項に規定する船舶職員が乗り組んでいること。

三十四 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が前各号に掲げる要件に適合するためには船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められており、かつ、これらが適確に実施されていること。
 前項の海上労働証書(以下「海上労働証書」という。)の有効期間は、五年とする。

3 第百条第一項後段の検査を受けた船舶の交付を受けた日又は從前の海上労働証書の有効期間が満了する日のいずれか早い日までの期間と

2 第百条の四 海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者は、当該海上労働証書の有効期間中ににおいて国土交通省令で定める時期に、当該船舶に係る船員の労働条件等について国土交通大臣又は登録検査機関の行う中間検査を受けなければならぬ。(海上労働証書の効力の停止)

第三百条の五 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条の検査の結果当該船舶が第八条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めたときは、当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認められるまでの間、当該船舶に交付された海上労働証書の効力を停止するものとする。(臨時海上労働証書)

2 第百条の六 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶について船舶所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていない当該特定船舶を臨時に国際航行に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関(当該特定船舶が海上運送法第三十八条第四項の規定による検査を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣又は登録検査機関のうち当該検査を行つたものの行う検査を受けなければならない。

3 第百条の七 特定船舶は、有効な海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けているものではなければ、国際航行に従事させてはならない。(海上労働証書等の備置き)

2 第百条の八 海上労働証書又は臨時海上労働証書を受けた特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶内に、国土交通省令で定めるところにより、これらの証書を備え置かなければならぬ。前項の規定による検査を受けた船舶であるときは、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣又は登録検査機関のうち当該検査を行つたものの行う検査を受けなければならない。

3 第百条の九 第百条の二第一項、第百条の四又は第百条の六第一項の検査(以下「法定検査」といふ。)(再検査)

2 第百条の九 第百条の二第一項、第百条の四又は第百条の六第一項の検査(以下「法定検査」といふ。)が検査を実施すること。

イ 船員の労働条件等の検査について三年以上

4 前二項の規定にかかわらず、海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者の変更があつたときは、当該船舶に交付された海上労働証書の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。

5 次に掲げる場合における海上労働証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、從前の海上労働証書の有効期間(第二号に掲げる場合にあつては、第三項の規定の適用がないものとした場合の有効期間)が満了する日の翌日から起算して三十年以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

一 従前の海上労働証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条第一項後段の検査に係る海上労働証書の交付を受けたとき。

二 従前の海上労働証書の有効期間について第三項の規定の適用があつたとき。

3 第百条の三第一項第一号から第五号まで、第二十一号まで、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号の要件に適合していること。

二 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に關し第八十八条第一項の国土交通省令で定める事項のうち、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け並びに船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備に関するものとし国土交通省令で定める事項が遵守されていること。

三 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三第一項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方針が定められていること。

4 前項の臨時海上労働証書(以下「臨時海上労働証書」という。)の有効期間は、六月とする。ただし、その有効期間は、当該船舶の船舶所有者が当該船舶について海上労働証書の交付を受けたときは、満了したものとみなす。

(国土交通省令への委任)

5 第百条の三第四項の規定は、臨時海上労働証書について準用する。

2 第百条の十一 法定検査の申請書の様式、法定検査の実施方法その他法定検査に關し必要な事項並びに海上労働証書及び臨時海上労働証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これららの証書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第十一条の三 登録検査機関

(登録)

2 第百条の十二 第百条の二第一項の規定による登録(以下単に「登録」という。)は、法定検査を行おうとする者の申請により行う。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請をした者(以下この項及び次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

1 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者(第百条の十七において「検査員」という。)が検査を実施すること。

口 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第一項に規定する船舶職員として五年以上の乗船経験を有すること。

ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

二 登録申請者が、船舶所有者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、船舶所有者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検査に係る業務（以下「検査業務」という。）にあつては、業務を執行する社員）に占める船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

口 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

三 法人にあつては、その各号のいづれかに該当するときは、登録をしてはならないこと。

一 國土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいづれかに該当するときは、登録をしてはならないこと。

二 第百条の二十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者。

三 登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 4 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が検査を行う事業所の所在地

四 前二号に掲げるもののほか、國土交通省令で定める事項

（登録の更新）

二 登録の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（検査の義務）

二 第百条の十四 登録検査機関は、検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならぬ。

（登録事項の変更の届出）

二 第百条の十五 登録検査機関は、第百条の十二第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、國土交通大臣に届け出なければならない。

（検査業務規程）

二 第二項第一号に掲げる要件に適合する方法により検査を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

二 第百条の十六 登録検査機関は、検査業務の開始前に、検査業務の実施に関する規程（以下この章において「検査業務規程」という。）を定めなければならない。

（検査業務規程）

二 第百条の十七 登録検査機関は、検査員を選任し

一 第百条の二十一 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の十二第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、その登録違反の行為をしたとき、又は検査業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、検査員の解任を命ずることができる。

二 第百条の十八 登録検査機関の役員及び職員で検査業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

二 第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、当該事業年度の財産目録（貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第二十六条第二項第四号及び第三十六条において「財務諸表等」といふを作成し、國土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

（登録事項の変更の届出）

二 第百条の二十 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の二十一第二項及び前二条の規定は、外国登録検査機関について準用する。この場合において、これららの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（報告の徴収）

二 第百条の二十一 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十二 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 第百条の二十三 第百条の十六第二項、第二十一条第二項及び前二条の規定は、外国登録検査機関について準用する。この場合において、これららの規定に違反していると認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の二十一第二項及び前二条の規定は、國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）について準用する。この場合において、これららの規定中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

（登録の取消し等）

二 第百条の二十四 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十五 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十六 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（適合命令）

二 第百条の二十一 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の十二第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、その登録違反の行為をしたとき、又は検査業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、検査員の解任を命ずることができる。

二 第百条の二十二 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の二十一第二項及び前二条の規定は、國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）について準用する。この場合において、これららの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

二 第百条の二十三 第百条の十六第二項、第二十一条第二項及び前二条の規定は、國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第百条の二十一第二項及び前二条の規定は、國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）について準用する。この場合において、これららの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二 第百条の二十四 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十五 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十六 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十七 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十八 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（立入検査）

二 第百条の二十九 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（立入検査）

二 第百条の三十 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（立入検査）

二 第百条の三十一 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（立入検査）

二 第百条の三十二 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（立入検査）

二 第百条の三十三 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、これ又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（立入検査）

- 二 第百条の十一第三項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第百条の十六第一項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた検査業務規程によらないで検査を行つたとき。

四 第百条の十六第二項、第一百条の十七第二項、第一百条の二十一又は第一百条の二十二の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第百条の十九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

一 前項第一号、第一号（第一百条の十九第一項に係る部分を除く。）、第三号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第百条の二十三の規定により読み替えて準用する第一百条の十六第二項、第一百条の十七第二項、第一百条の二十一又は第一百条の二十二の規定による請求に応じなかつたとき。

三 国土交通大臣が、外国登録検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて検査業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

四 第百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検査機関に対してその業務又は経理の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。
(帳簿の記載)

の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条第一項の個別労働関係紛争であつて同法第二十一条第一項の規定により読み替えられた同法第五条第一項の規定により地方

簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。船員労務官は、必要があると認めるときは、

(公示)

第一百条の二十九 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第百条の十五の規定による届出があつたとき。
二 第百条の二十一の規定による登録をしたとき。
三 第百条の二十の規定による許可をしたとき。
四 第百条の二十六第一項の規定により登録を取り消し、又は検査業務の停止を命じたとき。
五 第百条の二十六第二項の規定により登録を取り消したとき。

第十一章 監督

(監督命令等)

第一百一条 国土交通大臣は、この法律、労働基準法（船員の労働関係について適用される部分に限る。以下同じ。）又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、船舶所有者又は船員がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるとときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その船舶の入港すべき港を指定することができる。

第一百二条 国土交通大臣は、前項の規定による处分に係る船舶について、第一項に規定する事実がなくならつたと認めるときは、直ちにその処分を取り消さなければならない。

(外国における国土交通大臣の事務)
第一百三條 この法律によつて国土交通大臣の行う運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)が指名するあつせん員があつせんを委任されたものを除く。の解決について、あつせんすることができる。

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

(市町村が處理する事務)
第一百四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣の指定する市町村長が行うこととすることができる。

市町村長のした前項の事務(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。)に係る処分についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。

市町村長の行う第一項の事務(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。)に係る処分の不作為についての審査請求は、市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣のいずれかに対してもするものとする。

(船員労務官)

第一百五条 国土交通大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第一百六条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿

第一百七条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

前二項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

船員労務官の服制は、国土交通省令でこれを定める。

第一百八条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第一百八十二条 船員労務官は、第一百一条第二項又は第一百十八条の五第三項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、第一百一条第二項又は第一百十八条の五第三項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第一百九条 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。船員労務官を退職した後においても同様とする。

(交通政策審議会等の権限)

第一百十条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

交通政策審議会等は、船員の労働条件に関する事項に關し、関係行政官庁に建議することができる。

第一百十一条 船舶所有者は、国土交通省令の定めるとところにより、左の事項について、国土交通大臣に報告をしなければならない。

一 使用船員の数

二 給料その他の報酬の支払状況

三 災害補償の実施状況

四 その他国土交通省令の定める事項
(船員等の申告)

基づいて発する命令に違反する事実について、それぞれ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局长、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

船舶所有者は又は百八十三条の五第一項に規定する特定小型船舶所有者は、前項の申告をしたことの理由として、船員又は特定小型船舶の乗組員を解雇しその他の船員又は特定小型船舶の乗組員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(就業規則等の掲示等)

第一百一十三条 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基づく命令、労働協約、就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条及び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類を船内及びその他の事業場内に見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならぬ。

船舶所有者（漁船その他第百条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶の船舶所有者を除く。）は、二千六年の海上の労働に関する条約を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、これらの証書の写しを船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

第一百四十四条 船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、傷病手当又は行方不明手当のうち、その二以上をともに支払うべき期間については、いずれか一の多額のものを支払うを以て足りる。

船舶所有者は、給料その他の報酬を支払うべき場合は、給料その他の報酬を支払うべき限度において、雇止手当又は予後手当の支払の義務を免れる。

（譲渡又は差押の禁止）

第一百五十五条 失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償を受けける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。給料その他の報酬及び前条に規定する手当をともに抹消することができます。

に支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利（これらの手当の額に相当する部分に関するものに限る。）についても同様とする。

（付加金の支払）

第一百六十六条 船舶所有者は、第四十四条の三から第四十六条まで、第四十七条第一項、第四十九条、第六十三条、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）又は第七十八条の規定に違反したときは、これらの規定により船舶所有者が支払うべき金額（第四十七条第一項の規定に違反したときは、送還の費用）についての次項の規定による請求の時ににおける未払金額に相当する額の附加金を船員に支払わなければならない。

船員は、裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあつた時から五年以内にこれをしなければならない。

（時効の特則）

第一百七十七条 船員の船舶所有者に対する債権は、これを行使することができる時から二年間（給料その他の報酬の債権があつては、五年間）行使しないときは、時效によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

（航海当直部員）

第一百七十七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員（第五項において「航海当直部員」という。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、その日から一年を経過しない者に対しても、前項の証印をしないことができる。

国土交通大臣は、第二項の規定により証印を受けている者が、その職務に関連してこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消することができる。

前各項に定めるもののほか、航海当直部員及び第二項の規定による証印に關し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（危険物等取扱責任者）

第一百七十七条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定めるタンカー（国土交通大臣が定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送するためには使用される船舶をいう。）又は国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料船（液化天然ガスその他の国土交通大臣が定める危険物又は有害物である液体物質を燃料とする船舶をいう。）には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者（第三項において「危険物等取扱責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するためには必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

前各項から第五項までの規定は、危険物等取扱責任者及び前項に規定する証印について適用する。

（特定海域運航責任者）

第一百七十七条の四 船舶所有者は、特定海域（海水の状況その他の自然的条件により船舶の航行の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあるため、その運航につき特別の知識及び技能が必要であると認められる海域として国土交通省令で定めるものをいう。）を航行する船舶には、海域の特性に応じた運航に関する業務を管理すべき職務を有する者（第三項において「特定海域運航責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

（旅客船の乗組員）

第一百七十八条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める旅客船には、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより海域の特性に応じた運航に関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、その日から一年を経過しない者に対しても、前項の証印をしないことができる。

令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。

（救命艇手適任証書の交付）

国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。

一 國土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者

二 國土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

国土交通大臣は、次項の規定により救命艇手適任証書の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者に対するは、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。

前各項に定めるもののほか、救命艇手及び救命艇手適任証書に關し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

（高速船の乗組員）

第一百七十八条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定める高速船（最大速力が国土交通大臣の定める速力以上の船舶をいう。）には、国土交通省令の定めるところにより船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

（船舶所有者による小型船舶の乗組員に対する教育訓練）

第一百七十八条の四 船舶所有者は、国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、国土交通省令で定めるところにより、船舶が航行する海域の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

（救命艇手）

船舶所有者は、国土交通省令の定め

る船舶については、乗組員の中から国土交通省

(特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員に対する教育訓練等)
第一百八条の五 前条に規定する船舶であつて、第一条第二項第一号又は第二号に掲げる船舶に該当するもの(以下この条において「特定小型船舶所有者」といふ)の所有者(船舶共有の場合は、船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人。以下この条、第一百三十一条の二及び第一百三十五条第二項において「特定小型船舶所有者」といふ)は、特定小型船舶の乗組員(当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。)について、国土交通省令で定めるところにより、特定教育訓練を実施しなければならない。

国土交通大臣は、前項の規定に違反する事実があると認めるときは、特定小型船舶所有者に對し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、特定小型船舶所有者がその命令に従わない場合において、特定小型船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その特定小型船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その特定小型船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その特定小型船舶の入港すべき港を指定することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による处分に係る特定小型船舶について、第二項に規定する事実がなくなつたと認めるときは、直ちにその处分を取り消さなければならない。

(船内苦情手続)

第一百八条の六 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船内苦情処理手続(船員が航海中に船舶所有者に申出をしたこの法律、労働基準法及びこの法律に基づく命令に規定する事項並びに船員の労働条件等に関し国土交通省令で定める事項に関する苦情を処理する手続をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならぬ。

船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、船内苦情処理手続を記載した書面を船員に交付しなければならない。

船舶所有者は、船員から航海中に第一項の苦情の申出を受けた場合にあつては、船内苦情処理手続に定めるところにより、苦情を処理しなければならない。

船舶所有者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、船員に對して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(戸籍証明)

第一百十九条 船員、船員にならうとする者、船舶所有者又は船長は、船員にならうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。

(経過措置)

第一百九条の二 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(年金制度、健康保険制度、雇用保険制度その他の社会保障制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む。)を定めることがができる。

(国及び公共団体に対する適用)

第一百二十条 この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令は、国、都道府県、市町村その他これに準ずるものについても適用があるものとする。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部の適用除外)

第一百二十条の二 船舶職員及び小型船舶操縦者法第三章第五節の規定は、船長については、適用しない。

(外国船舶の監督等)

第一百二十条の三 国土交通大臣は、その職員に、日本船舶以外の船舶(第一条第一項の国土交通省令で定める船舶及び同条第二項各号に定める船舶を除く。以下この条において「外国船舶」という。)で国土交通省令で定めるものが国内の港にある間、当該外国船舶に立ち入り、当該船舶の運航に係るため緊急の必要があると認めるとときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行なうことができる。

第一百条第三項の規定は第四項の場合について、第一百七条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一百七条第三項中「前項」とあるのは、「第一百二十条の三第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは、「二千六〇年」である。

同一検査を行なわせることができる。

一 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める

船舶所有者は、航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

二 操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国土交通省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

国土交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると認めるときは、その必要と認められる限度において、当該外国船舶の帳簿書類その他の物件を検査し、当該外国船舶の乗組員に質問し、又は当該外国船舶の乗組員が同項第二号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。

国土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が同項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めるときは、当該外国船舶の船長に対し、これらの要件に適合するため必要な措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、なお当該通告に係る措置がとられない場合において、当該外国船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航海を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該外国船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

国土交通大臣があらかじめ指定するその職員は、前項に規定する場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止し、又は海洋環境の保全を図るために緊急の必要があると認めるとときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行なうことができる。

第一百条第三項の規定は第四項の場合について、第一百七条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一百七条第三項中「前項」とあるのは、「第一百二十条の三第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは、「二千六〇年」である。

同一検査を行なわせることができる。

(手数料の納付)

第一百二十二条の二 次に掲げる者(第一百四条第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならぬ。(命令の制定)

第一百二十二条の三 この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。

五 法定検査(国土交通大臣が行うものに限り)

六 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けようとする者(登録検査機関が検査を行つた船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。)

七 海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えを受けようとする者

(事務の区分)

第一百二十二条の三 第百四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第一百二十二条の四 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令の定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令の定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができること。

第十四章 罰則

第一百二十三条 船長がその職權を濫用して、船内にある者に対し義務のない事を行わせ、又は行為の権利を妨害したときは、二年以下の懲役に処する。

第一百二十三条 船長が第十二条の規定に違反したときは、五年以下の懲役に処する。

第一百二十四条 船長が第十三条の規定に違反して人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなかつたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百二十五条 船長が次の各号の一に該当する場合には、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

第一百二十七条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、一年以下の懲役に処する。

第一百二十八条 船長がその職權を濫用して、船内にある者に対し義務のない事を行わせ、又は行為の権利を妨害したときは、二年以下の懲役に処する。

第一百二十九条 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四年の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十条第一項、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）第六十六条（第八十八条の二の二第二項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十条、第七十二条、第七十三条、第五十条第二項、第五十五条又は第六十六条の二の規定に違反したとき。

第一百三十二条 第九条の規定に違反して予定の航路を変更したとき。

第一百三十三条 第十三条の規定に違反して告げなかつたとき。

第一百三十四条 第十五条の規定に基づく国土交通省令に違反して水葬に付したとき。

第一百三十五条 第十八条の規定による書類を備え置かず、又は同条第一項第二号若しくは第三号の書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載の記載をしたとき。

第一百三十六条 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第一百三十七条 第五十条第三項の規定に違反して、船員手帳に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第一百二十七条 海員が上長に対し暴行又は脅迫をしたときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百二十八条 海員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一年以下の懲役に処する。

一 削除

二 第十二条から第十四条までに規定する場合において、船員が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当たり、上長の命令に服従しなかつたとき。

三 第三十九条第三項に規定する場合において、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなかつたとき。

四 第二十九条の二 海員が外国において脱船したときは、一年以下の禁錮に処する。

五 第二十九条の三 船員が第八十一条第四項の規定に違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。

六 第二十九条の四 第二項の規定による許可を受けない場合に、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

七 第二十九条の五 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第二十九条の六 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 第二十九条の七 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一〇 第二十九条の八 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一一 第二十九条の九 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一二 第二十九条の十 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一二 第二十九条の十一 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一四 第二十九条の十二 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一五 第二十九条の十三 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一六 第二十九条の十四 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一七 第二十九条の十五 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一八 第二十九条の十六 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

一九 第二十九条の十七 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二〇 第二十九条の十八 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二一 第二十九条の十九 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二二 第二十九条の二十 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二三 第二十九条の二十一 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二四 第二十九条の二十二 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二五 第二十九条の二十三 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二六 第二十九条の二十四 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二七 第二十九条の二十五 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二八 第二十九条の二十六 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二九 第二十九条の二十七 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三〇 第二十九条の二十八 第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第一百三十条の二 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六ヶ月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処され、二百萬円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付、再交付又は書換えを受けたとき。

二 第百条の四の規定による検査を受けない航海上に従事させたとき。

三 第百条の七の規定に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

四 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

五 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

六 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

七 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

八 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

九 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一〇 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一一 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一二 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一二 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一四 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一五 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一六 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一七 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一八 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一九 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二〇 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二一 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二二 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二三 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二四 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二五 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二六 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二七 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二八 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二九 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

三〇 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

違反したときは、当該違反行為をした者は、六ヶ月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処され、三百萬円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付、再交付又は書換えを受けたとき。

二 第百条の四の規定による検査を受けない航海上に従事させたとき。

三 第百条の七の規定に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

四 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

五 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

六 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

七 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

八 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

九 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一〇 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一一 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一二 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一二 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一四 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一五 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一六 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一七 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一八 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

一九 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二〇 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二一 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二二 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二三 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二四 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二五 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二六 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二七 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二八 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

二九 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

三〇 第百条の七第一項に違反して、特定船舶を国際航海上に従事させたとき。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法の規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。前項の場合においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令による罰則の適用については、なお従前の例によ

第一百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(一から二十五まで 略)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(一から二十五まで 略)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第五条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(一から二十五まで 略)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第七条 この法律は、公布の日から施行する。

第八条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
三号 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(一から二十五まで 略)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(一から二十五まで 略)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

第五条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(一から二十五まで 略)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

第七条 この法律は、公布の日から施行する。

第八条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一章 第一節 (別表第一から別表第四までの規定によりなお従前の例によることとされる罰則に係る経過措置)

第一条 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる罰則に係る経過措置

る日まで（専ら国外各港間の航海に從事する船

（施行期日）
○号　抄

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から二まで　略

三　第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条までで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条から第一百条まで、第一百三条、第一百十五条から第一百十八条まで、第二十条、第一百二十一条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条から第一百三十四条まで、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定　日本年金機構法の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

| | |
|--|---------------|
| <p>附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十五条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定、公布の日</p> <p>附 則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(处分等に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律による改正前の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関(以下この条において「旧機関」という。)がした認可、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。</p> <p>この条において「新法令」という。)の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関(以下この条において「新機関」という。)がした認可、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。</p> <p>国土交通大臣(第一条の規定による改正前の国土交通省設置法(以下「旧設置法」という。)第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。)</p> | <p>官 観光庁長</p> |
|--|---------------|

第四条 船舶所有者（船舶共有の場合には船舶所有者）が船舶貸借の場合には船舶借入人、船舶使用者（船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船舶を使用する場合にはその者。附則第七条第二項第二号及び第六十四条の二第一項若しくは第六十五条の協定（船長に係るものに限る。）又は第六十五条の三第三項第二号の規定による指定は、同号の規定の例により、施行日前において国土交通大臣に届け出ることができる。）は、施行日前においても、新法第六十四条の二第一項若しくは第六十五条の協定（船長に係るものに限る。）又は第六十五条の三第三項第二号の規定による指定は、同号の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

第五条 発効日前に建造された新法第百条の二第一項に規定する特定船舶についての同項の規定の適用については、同項中「初めて」とあるのは、「二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日以後初めて」とする。

第六条 国土交通大臣又は登録検査機関（次条第一項の規定による国土交通大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、発効日前においても、日本船舶（漁船その他の新法第百条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。）における船員の労働条件等（同項に規定する労働条件等をいう。次条第二項第一号において同じ。）について新法第百条の二第一項又は第百条の六第一項の検査に相当する検査（以下「相当検査」という。）を行うことができる。

2 國土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が新法第百条の二第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が新法第百条の二第一項又は第百条の六第一項の検査に相当する検査（以下「相当検査」という。）を行

3 前項の規定により交付した証書は、その交付後発効日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、発効日以後は、新法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 國土交通大臣は、国土交通省令で定める登録申請者が、船舶所有者に支配されていなければならない。

5 前項の規定により交付した証書は、その交付後発効日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、発効日以後は、新法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

6 相当検査の申請書の様式、相当検査の実施方法その他の相当検査に關し必要な事項並びに第2項の証書及び第四項の証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他これらの中書に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を國に納付しなければならない。

一 國土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

二 第二項の証書又は第四項の証書の再交付を受けようとする者（登録検査機関が相当検査を行つた船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）

三 第二項の証書又は第四項の証書の再交付又は書換えを受けようとする者

第七条 國土交通大臣は、相当検査を行おうとする者の申請により、発効日前においても、その者を相当検査を行う者として登録することができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による登録（以下「登録申請者」という。）の申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録をして必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者（以下「検査員」という。）が相当検査を実施すること。

3 前項の規定により交付した証書は、その交付後発効日までの間に国土交通省令で定める事由

が生じたときを除き、発効日以後は、新法第百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 國土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が新法第百条の六第一項の検査に相当する検査の結果当該日本船舶が同条第三項各号の要件に相当する要件の全てに適合すると認めたときは、当該検査を受けた船舶所有者に対し、同項の臨時海上労働証書に相当する証書を交付しなければならない。

5 前項の規定により交付した証書は、その交付後発効日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、発効日以後は、新法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

6 地方検査機関は、公正にかつ、第二項第一号に掲げる要件に適合する方法により相当検査を行わなければならぬ。

7 登録検査機関は、第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

8 登録検査機関は、相当検査業務の開始前に、相当検査業務の実施に関する規程（以下「相当検査業務規程」という。）を定め、国土交通大臣に認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

9 國土交通大臣は、前項の認可をした相当検査業務規程が相当検査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検査機関（外国にある事務所において相当検査業務を行つた登録検査機関（以下「外国登録検査機関」という。）を除く。）に対し、その相当検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

10 相当検査業務規程には、相当検査業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の相当検査業務の信頼性を確保するための措置、相当検査に關する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

11 登録検査機関は、検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

12 國土交通大臣は、検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは第八項の規定により認可を受けた相当検査業務規程に違反する行為をしたとき、又は相当検査業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、

イ 船員の労働条件等の検査について三年以上上の実務の経験を有すること。

ロ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二条第二項に規定する船舶職員として五年以上の乗船経験を有すること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

イ 登録申請者が、船舶所有者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、船舶所有者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において相当検査に係る業務（以下「相当検査業務」という。）を行おうとする場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員に占める船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶所有者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶所有者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

3 國土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律、船員法、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）若しくは船舶職員及び小型船舶操縦者法又はこれらの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十九項又は第二十六項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行つた役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるものに前二号のいずれかに該当する者があるもの

前項の規定による命令により検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、検査員となることができない。

14 登録検査機関の役員及び職員で相当検査業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員みなす。

15 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

16 船舶所有者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

17 登録検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、相当検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

18 国土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

19 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が第五項又は第六項の規定に違反していると認めるときは、その登録検査機関に対し、第五項及び第六項の規定による相当

検査業務を行うべきこと又は相当検査の方針その他の業務の方法の改善に関する必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

20 第九項、第十二項及び前二項の規定は、外国登録検査機関について準用する。この場合において、「請求する」と読み替えるものとする。

21 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要なと認めるとときは、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

22 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要なと認めるとときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

23 前項の規定により立入検査をする場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

24 第二十二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

25 國土交通大臣は、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて相当検査業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第三項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第七項、第十一項、第十五項、第十七項又は第二十八項の規定に違反したとき。

三 第八項の規定による認可を受けず、又は同項の規定による認可を受けた相當検査業務規程によらないで相当検査を行ったとき。

四 第九項、第十二項、第十八項又は第十九項の規定による命令に違反したとき。

五 正當な理由がないのに第十六項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

一 國土交通大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号、第二号（第十五項に係る部分を除く。）、第三号又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 第二十項の規定により読み替えて準用する第九項、第十二項、第十八項又は第十九項の規定による請求に応じなかつたとき。

三 國土交通大臣が、外國登録検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて相当検査業務の全部又は一部の停止を請

四 第十五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十六項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録検査機関に対する業務又は經理の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、その職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

前項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。

登録検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、相当検査業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第七項の規定による届出があつたとき。

三 第十七項の規定による許可をしたとき。

四 第二十五項の規定により登録を取り消し、又は相当検査業務の停止を命じたとき。

五 第二十六項の規定により登録を取り消したとき。

登録検査機関は、発効日において、新法第百条の十二第一項に規定する登録を受けた者とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

るほか、その船舶所有者に対して、同項の刑を科する。

⁶ 前条第十五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第十六項各号の規定による請求を拒んだ者（外国登録検査機関を除く。）

は、二十万円以下の過料に処する。

を受けようとする者は、発効日前においても、その申請を行うことができる。新法第百条の十六第一項の規定による検査業務規程の認可の申請についても、同様とする。

第十条 (处分、手続等の効力に関する経過措置) この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした處

分、手続その他の行為であつて、新法（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続そ

(罰則に関する経過措置)
第十一一条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることと

される場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、まる毛並列である。

（政令への委任）

（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日） 九号 抄

る。
(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前に至るまでに付されたものについては、

にされた行政手の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政手の不作為に係るものについては、二の附則に特別の定め

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが起については、なお従前の例による。）の訴えの提起について、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によるなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第二条中船員法第百条の三第一項並びに第百条の六第三項第一号及び第三号の改正規定並びに附則第四条の規定 平成二十六年四月十一日に採択された二千六年の海上の労働に

関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

一 附則第八条の規定 公布の日
二 及び三 略

第二条 第二条中船員法第百七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第百三十条の改正規定 平成二十八年十一月二十五日に採択された千九百七十八条の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

規定期定 平成二十八年二月十日に採択された二千六年の海上労働に関する条約の改正が日本

国について効力を生ずる日

(船員法の一部改正に伴う経過措置)

附則第一条第二号に掲げる改正規定によ

る改正前の船員法(以下この条において「第二

号旧船員法」という)第一百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書及び第二号旧船員法第百付条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書で当該改正規定の施行の際に効力を有するものは、その有効期間中に限り、それぞれ当該改正規定による改正後の船員法(以下この条において「第二号新船員法」という)第一百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書及び第二号新船員法第百付条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。

第五条 附則第一条第四号に掲げる改正規定による改正後の船員法(以下この条において「第四号新船員法」という)第一百条の三第三項の規定は、当該改正規定の施行の日以後に第二号新船員法第一百条の二第一項後段の検査を受けた同項に規定する特定期船に適用する。

(政令への委任) 第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の二、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月二一日法律第四三号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の二、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によるることとされる場合における新海上運送法第四十八条の二及び第四条の規定による改正後の船員法第一百三十一条の二の規定の適用については、これらの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれ

の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置)を講ずるものとする。

(検討)

第十条 この附則に定めるものほか、この法律

の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経

過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経

った場合において、この法律による改正後のそ

れぞれの法律の規定について、その施行の状況

等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十二条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

二 条第一項の改正規定並びに附則第三条、第

八条、第十条及び第十三条の規定 公布の日

から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

並びに次条及び附則第九条の規定 公布の日

から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

並びに同法第五十六条第一号の改正規定

並びに同法第二十二条の改正規定、同法第二十

三条の改正規定、同法第四十五条の六第一項

の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同

法第五十条の改正規定、同法第五十四条の改

正規定、同法第十六条第四号の改正規定、同法第

十九条の三の改正規

定、同法第二十二条の改正規定、同法第二十

三条の改正規定、同法第四十五条の六第一項

の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同

(政令への委任)
第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

別表

| 障害の程度 | 月数 |
|-------|-------|
| 第一級 | 四十八箇月 |
| 第二級 | 四十二箇月 |
| 第三級 | 三十九箇月 |
| 第四級 | 三十六箇月 |
| 第五級 | 三十箇月 |
| 第六級 | 二十九箇月 |
| 第七級 | 二十五箇月 |
| 第八級 | 二十箇月 |
| 第九級 | 十五箇月 |
| 第十級 | 十二箇月 |
| 第十一級 | 九箇月 |
| 第十二級 | 六箇月 |
| 第十三級 | 四箇月 |
| 第十四級 | 二箇月 |